



吸収分割に関する事前開示書面



2020年6月10日



株式会社クワザワ

株式会社クワザワリフォームセンター

2020年6月10日

吸収分割に係る事前開示書面

札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワ
代表取締役社長 桑澤 嘉英



札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワリフォームセンター
代表取締役社長 多田 好範



(分割会社/会社法782条1項および会社法施行規則第183条に基づく事前開示書面)
(承継会社/会社法794条1項および会社法施行規則第192条に基づく事前開示書面)

株式会社クワザワ(以下、「クワザワ」という。)および株式会社クワザワリフォームセンター(以下、「クワザワリフォームセンター」という。)は、2020年5月27日、それぞれの取締役会、取締役の決定を経て、クワザワを吸収分割会社、クワザワリフォームセンターを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、「本吸収分割」という。)に係る吸収分割契約を締結しましたので、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙のとおりです。

2. 吸収分割に際して交付する金銭等についての定め(会社法758条4号に掲げる事項についての定め)の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、当会社に対しては承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 分割会社(クワザワ)に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社(クワザワ)は有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」よりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当ありません。

4. 承継会社(クワザワリフォームセンター)に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(36)	(負債の部)	(49)
流動資産	27	流動負債	46
固定資産	8	固定負債	2
		(純資産の部)	(-13)
		株主資本	-13
		資本金	30
		利益剰余金	-43
		その他利益剰余金	-43
		(うち当期純損失)	(0)
資産合計	36	負債純資産合計	36

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当ありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

クワザワおよびクワザワリフォームセンターともに、本吸収分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込みまれており、また、クワザワおよびクワザワリフォームセンターにおいて本吸収分割後に負担すべき債務の履行の支障を及ぼすような事態は想定されていないことから、本吸収分割後におけるクワザワおよびクワザワリフォームセンターの債務の履行の見込みに問題がないものと判断いたします。

以上

[別紙]

吸収分割契約書

2020年5月27日

【吸収分割会社】

甲：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワ
代表取締役社長 桑澤 嘉英

【吸収分割承継会社】

乙：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワリフォームセンター
代表取締役社長 多田 好範

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の建設資材卸売事業・建設工事事業・太陽光発電事業（以下「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：株式会社クワザワ

（2020年10月1日付で「クワザワホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

（2）吸収分割承継会社

商号：株式会社クワザワリフォームセンター

（2020年10月1日付で「株式会社クワザワ」に商号変更予定。）

住所：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

（承継する権利義務）

第2条 乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継対象権利義務明細表）】に基づき、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。

2. 本吸収分割における甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

(分割対価の交付)

第3条 乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

(資本金および準備金の額に関する事項)

第4条 乙は、本吸収分割により資本金および準備金の額を増加しない。

(効力発生日)

第5条 本吸収分割の効力発生日は、2020年10月1日とする。ただし、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲および乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項ただし書の場合、甲は2020年10月1日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

(分割承認総会)

第6条 甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議(会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を得るものとする。

(競業避止義務の免除)

第7条 甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲および乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(分割条件の変更および吸収分割契約の解除)

第9条 本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、もしくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲および乙は協議のうえ、分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(分割契約の効力)

第10条 本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認または法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲および乙は協議のうえ、これを決定する。

以上

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産および負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する現金及び預金、売掛金、商品、未収入金、その他の流動資産等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する現金及び預金、有価証券、関係会社短期貸付金等の流動資産は除く。

(2) 固定資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する工具、器具及び備品、リース資産、その他の固定資産等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する不動産、投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金、関係会社長期貸付金等の固定資産は除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する買掛金、リース債務、未払金、1年内返済予定の長期借入金、その他の流動負債等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する未払法人税等、未払消費税等、1年内返済予定の長期借入金等の流動負債は除く。

(2) 固定負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有するリース債務、社債、長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する社債、長期借入金等の固定負債は除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む。）との間の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利については、乙に承継する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものおよび甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

5. その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規制上承継が困難であることが判明したもの(承継することにより甲または乙において想定外の出損を生じることが判明したものを含む。)については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により、承継対象権利義務を変更することができる。

以 上

